



## 監督署の窓

# 作業の安全性と 適正な労働条件

その被災労働者である知的障害者は、精神又は身体の著しく労働能力の低い者に対する最低賃金の減額特例許可を受けていましたが、その許可業務は木材加工用丸のこ盤を使用する業務とは全く異なるものでした。

早速、事業場に調査に赴いたところ、被災労働者が使用していた丸のこ盤は会社事務所より少し離れた建屋に設置されていました。丸のこ盤の刃に身体の接触防止のための覆いが取り付けられておらず、十分な点検整備も行われていませんでした。

「息子が作業中に指を落としてしまいました」  
その女性は青白い顔で監督署の窓口駆け込んできました。  
話を聞いたところ、女性の息子は知的障害者であり、事業場に設置されている木材加工用丸のこ盤を使用して端材の切断作業を行っていたところ、丸のこ盤の刃に指が触れてしまったため、右手指を切断し、病院に搬送されたとのことでした。

また、被災労働者の母親は「会社では最低賃金の減額特例の許可を受けた業務をしていると思っていたのに、障害者に対してこのような危険な仕事をさせるなんて…」と涙ながらに申し立てました。

被災労働者からは病状が落ち着いてから聞き取りを行いました。自分自身で怪我に驚いている様子でしたが、そのような大きな怪我をしたにもかかわらず、  
「また、会社に戻って仕事をしたい」という言葉が強く印象に残りました。

入社時にさかのぼって最低賃金との差額の支払いを勧告しました。また、災害が発生した木工機械については、改善が確認されるまで使用を停止するよう命じました。

十分な配慮がなされていないケースも散見されま  
す。  
障害者雇用に当たっては、多くの事業主の皆様にご協力をいただいているところですが、今一度、雇用している障害者の方々に行わせている作業の安全性や適正な労働条件についての再確認をお願いいたします。

調査を行った結果、事業場では人手が足りないこともあり、丸のこ盤を使用する業務は許可を受けた業務に並行して恒常的に行われていたこと、丸のこ盤については他会社から購入したもので覆いなどの安全装置は当初から取り付けられていなかったこと、最低賃金の減額特例の申請の際には特定の業務の記載のみで足りると思っていたことなどが判明し、労働安全衛生法違反（木材加工用丸のこ盤の刃の覆いの設置義務違反）で書類送検するとともに、被災労働者の行っていた業務は最低賃金の減額特例許可業務に該当しないと、

### 目次

平成28年愛知の死亡災害発生状況（速報）	2
行政の焦点	4
質問にお答えします	5
監督署の窓	6
名北の空の下―署長室から―	34
野原敏裕	11
本年度社労士試験合格者体験記	2
弁護士に聴く	35
宮澤俊夫	16
労働・安全管理放浪記	10
石田幹夫	17
社会保険労務士が答える企業の労務管理	17
川喜田美香	18
こちら企業の労働110番です	75
加藤正人	19
愛知紛争調整委員 続・残月録	71
小栗利治	20
わたしのジ・ハード	170
植田美津恵	21
近景遠景	40
中澤 誠	22
名北セーフティ・アドバイス	121
山&神	23
伊藤富雄	23
表紙―越後平野	